

## 自然科学書協会・出版梓会共催研修会

教育に関わる改正著作権法第 35 条の施行に向けて出版界をはじめ各権利者団体が運用の準備を進めるなか、今年も経過報告を含めた研修会が去る 2019 年 9 月 25 日（会場ベルサール神保町）に出版梓会との共催で開催されました。

今回は一般社団法人 SARTRAS（授業目的公衆送信補償金等管理協会）理事、出版教育著作権協議会代表理事、JCOPY（出版者著作権管理機構）副代表理事として中心的にこの作業に関わっておられます医学書院 金原 優会長を講師にお迎えし、73 名がご出席の中、研修会が行われました。

改正著作権法第 35 条では補償金を支払う事により現行の権利制限の範囲での複製物を公衆送信（送信可能化を含む）する事が出来るようになりますが、文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の中間まとめで勧告されている、著作権法第 35 条での利用の範囲を超えた利用が行える様な「ライセンス」発行のための集中管理システム構築の現状について詳細にご説明いただきました。

現在 SARTRAS で考案されているライセンスは授業における 1 クラスをこえる共同利用に対応する「基礎ライセンス」があり、SARTRAS が著作権等管理事業者から権利の再委託を得て対応する予定で準備が進められております。

これと並行して各権利者団体は「補償金制度」「基礎ライセンス」の範囲では利用できない全ての利用に対応した「専門ライセンス」の構築を準備しております。

出版界では JCOPY が「基礎ライセンス」「専門ライセンス」に対応する予定となっており研修会ではこの両ライセンスに関する使用料規定案が資料として配布されました。

また SARTRAS と教育者側の専門家で行われている「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において著作権法第 35 条の運用ガイドラインの策定作業についてご説明いただきました。このガイドラインは利用者に向けて「補償金制度」「基礎ライセンス」「専門ライセンス」の運用と著作権法第 35 条の条文に書かれている「ただし」書きの部分（条文から抜粋：ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製物の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。）について具体的に示されるものとなる様、準備が進められております。

2021 年 5 月までには改正著作権法が施行されることになっており問題点も多い中、急ピッチで対応が進められております。

